

新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言発令期間中の対応について

当センターでは新型コロナウイルス等感染症防止対策ガイドライン【対策C】の対応策を取り、業務を進めていきます。

*** 万が一、新型コロナウイルスに感染された場合、またはご家族や親しい方で感染者が発生いたしましたら、速やかにセンターへお知らせください。**

【事務所来訪・窓口対応】

- ・事務所来訪は**原則不可**です。
※問合せ等については電話やメールでお願いします。
- ・事務所来訪が必要な場合は、必ず事前の検温及びマスク着用をお願いします。

【就業関係】

- ・各就業先で対応が異なるため、就業内容に変更がある場合はセンターまたは班長・グループ長から連絡します。
- ・職員との面談(就業相談など)は**原則不可**です。
※どうしても対面での相談がある場合は事前に電話やメールでご連絡ください。
- ・会員への新規単発作業の提供は**原則不可**です。
- ・就業報告書の提出は事務所前の『屋外ポスト』に投函してください。
- ・就業に関して不安を感じている方は、事務局までご相談ください。

【その他】

- ・定例(毎月第3水曜日)の「**入会説明会**」は**中止**します。
個別での対応も**原則不可**です。
- ・部会の開催は**原則不可**です(個別打合せは可)。
- ・サークル活動については、活動自粛してください。
- ・センター主催の講座等は**開催を中止**します。

令和3年1月13日

公益社団法人

京田辺市シルバー人材センター